

仙台家庭裁判所「家庭裁判所委員会」議事概要

1 日時

平成23年6月23日(木)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

仙台家庭裁判所会議室(6階)

3 出席者

(1) 委員

秋 武 憲 一 浅 野 昭 子 阿 部 一 彦 荒 井 純 哉
小 原 賀 子 久保野 恵美子 小 暮 輝 信 小 林 純 子
鈴 木 素 雄 清 野 正 英 平 賀 ノ ブ 本 郷 一 夫
山 口 均

(2) 説明者

高橋裁判官 鈴木次席家裁調査官

(3) 事務局等

佐竹事務局長 荒木首席家裁調査官 三條首席書記官 平泉総務課長
渡辺総務課課長補佐

4 あいさつ

委員長あいさつ

5 議事

(以下, は委員長, は委員, は説明者, は事務局の発言)
テーマ

(1) 本日のテーマ「家事審判法改正に伴う仙台家庭裁判所の取組について」

委員長から趣旨説明

(2) 説明者高橋裁判官及び鈴木次席家裁調査官から, 家事審判法改正の概要及び仙台家庭裁判所の取組状況について説明

(3) 意見交換

別紙のとおり

(4) 次回テーマ

東日本大震災は社会全体で取り組むべき大きな問題であり, 裁判所においても適切に対応する必要があるので, 次回の家庭裁判所委員会では, 東日本大震災における裁判所の対応などをテーマとして取り上げること考えられる。

未成年後見について, 震災によって親を亡くした子どもにだれがどう関わっているのかクローズアップされている。また, 成年後見は以前から社会的な注目を浴びていたが, 震災によって後見人の安否が確認できなかった場合, どのようにしていくのかなど難しい問題も多いので, 震災をテーマとするのは良いと考える。

被災地には司法へのアクセスが困難になっている所がある。また, 圧倒的な被災者の数に対してどう対処するのかなど, 深刻な問題である。

東日本大震災に際して, 家庭裁判所はどのような対応をしたのか, 実際にどのような問題が生じているのかなどの具体的なテーマについて, 意見交換したい。

なお、これ以外に協議すべきテーマがある委員は、総務課課長補佐までお知らせ願いたい。他に委員から意見がない場合は、裁判所の方でテーマを提案し、事前にお知らせしたい。

異議なし。

(5) 次回期日

平成23年11月29日(火)午後1時30分

(別紙)

意見交換

(以下、 は委員長、 は委員、 は説明者、 は事務局の発言)

家事審判法改正に伴う仙台家庭裁判所の取組について説明をさせていただいたが、説明内容について質問があれば発言をお願いしたい。

家事審判法施行は昭和23年とのことであるが、なぜ今になって改正することになったのか。

手続法全般について見直しが行われており、数多くある民事事件の手続法の改正がこれまで行われ、今般家事審判法が改正される運びとなった。家事事件の手続については、これまでいろいろと手続上の工夫を行ってきたが、国民の権利意識が高まるにつれて、より手続の透明性を求める動きが近年大きくなってきたところである。

法改正に向けた取組は全国的に行われているのか。

各地の裁判所において、それぞれできるところから取り組んでいると聞いている。全国的に統一できる事項もあれば、個別の裁判体ごとに対応すべきこともあるので、各裁判所で検討しているところである。

戦後、憲法が改正されて戦前の家制度がなくなり、社会が大きく変わった。しかし、その後、相当期間が経過し、社会も新しい変化が生じてきている。こうした面からも、裁判所の手続も見直しをする必要が出てきた。裁判所は、全国に均一の司法サービスを提供するという要請がある一方、個々の裁判体は独立して判断すべきものである。したがって、各裁判体は、それぞれいろいろと工夫してノウハウを検討し、新しい処理方法を考えている。法律ができれば、すべてがうまくいくというわけではなく、各裁判体がさまざまな取組を行い、よりよいものにしようとしているということである。

申立書の写しの相手方への送付について何か意見はないか。

例外として申立書の写しを相手方に送付しない扱いにすることを判断するのはだれか。

申立時に家裁調査官及び担当書記官の意見を聴いて、裁判官が判断することになる。

民事訴訟、例えば名誉毀損の事件では、申立ての内容を相手に送ることで、かえって感情の対立が起きることがあるが、そうした心配はないか。

民事訴訟事件の場合は、全件について相手方に訴状等を送付することになっており、また、審理も公開法廷において行われるのに対し、家事事件は家庭の問題なので非公開で行われるという違いがある。民事事件で相手方に送付するものについては、そのことによる相手方の反論反応については自己責任ということになる。他方で、家庭裁判所は夫婦間の調整をするが、子どもの福祉など、後見的な立場で当事者間に感情的対立が生じないようにする必要がある。こうしたことを考慮して、申立書の写しを送付すべきかどうかを検討することになる。

代理人の立場からすると、相手方になった当事者から相談された場合の判断のためにも、申立書の写しは送付して欲しい。申立書の情報がないと検討や反論がしにくい。ただし、突き詰めると地方裁判所と同じになってしまうので、家庭裁判所にも家事事件の特質を考慮して十分な配慮をお願いしたい。

申立人の安全、権利、プライバシーを守りながら、相手方の攻撃防御の権利も守る

というさじ加減がよく分からない。関係が壊れた夫婦において、話がこじれているなら罵詈雑言も出るが、それを含めて攻撃防御させるのではないか。大筋の方向としては、審判事件は幅広く相手方に開示し、調停事件は開示のランクを落とすことになるのか。

そのように審判事件と調停事件とで区別することになる。

立法に当たっては、これまでは運用で行われていたものをきちんとルール化すべきという議論があり、法律化することになった。担当者によって少し違いがあるのは仕方ないが、大きなブレが生じることはないと思われる。

結婚よりも離婚の方が大変なのはよく分かる。夫婦間の橋渡しをしたことがあるが、子どものことを考えると嘆かわしくなることがある。いじめに発展することだってある。子どもが大きくなってからつらい思いをすることもあるし、難しい問題だと思う。

離婚事件においては、子どもが一番かわいそうである。改正された手順でうまくいくようにしてほしい。

事前に配られた資料を読んでもよく分からなかったが、本日の説明を聞いてよく分かった。申立書のチェック方式であるが、感情をあらわにして争っている事案については、その状況が表現できず、いわばきれいな申立書になってしまわないか。

これまでと同様に自由に記載してもらうことが相当な内容は、事情説明書に記載してもらうことにしている。裁判所は、これを読んで申立人の主張だけでなく、背景事情や相手方等がどういう性格の人なのかが分かり、調停進行の参考にすることができる。

審問期日における当事者の立会権はどうなっているのか。

従来、立会を認めるかどうかは裁判官の裁量で、これまでは同席させないことが多かったようである。当事者としては、他方当事者の話は知りたいものであり、自分の知らない事実によって自分に不利な判断がされると納得できないということになるであろう。そのため、立会権を認める改正を行うことになった。

家庭裁判所の手続を、地方裁判所のように公開の場で相互に主張し合う訴訟と同じにするか、家庭や家族の性質を重視するかという問題である。争っている当事者に互いに主張させて、それに基づいて判断するのであれば双方立会で判断すべきであるが、紛争解決後も継続する家庭や家族のことを考えるべきという方向であれば、不必要な言い争いはさせないで判断すべきことになる。家庭裁判所と地方裁判所との紛争の性質の違いということになる。

離婚したとしても、子どもとの関係では父母としての関係が続くことになる。夫婦関係がこじれたからといって、感情の対立を助長しても良いのか、それとも、助長しないようにして関係を続けさせるか、後者の方が良いということになるのではないか。

争いを判断する司法的機能と福祉的機能のどちらを重視するかが議論されている。戦後の家庭裁判所創設時は、福祉的機能、後見的機能または調整的機能を重視するという理念があった。このことが、その後、家庭裁判所の独自性を言い過ぎるということになったということもあつたかと思う。

子どもが少なくなっているが、問題が減っているわけではない。児童相談所も手一杯の状態で、十分対応できていないのではないかとと思われる。本当はもっと手当が必

要なのに、そのことが一般の人に伝わっていない。子どもの心のケアを、家庭裁判所だけでなく学校のスクールカウンセラーなどを交えて横断的にケース会議を開くといった連携があってもよいのではないか。

条約、憲法及び法律の関係はどうか。家事審判法改正は、社会の動きに合わせているのか、児童の権利に関する条約は反映されているのか、立法はどのように行われているのかなどいろいろ疑問がある。

法律は国会で制定される。具体的な立法に至る過程は、最初に法務省において、どういう法律が必要かについて検討の上、法務大臣が法制審議会に諮問する。諮問を受けた法制審議会は必要とされる法律について検討し、審議した上で中間試案にまとめる。そして、研究者や一般の人などが中間試案に対する意見を出し、それを受けて再度法制審議会が検討し、法律案を作成して法務大臣に答申する。こうした法制審議会の審議の過程で条約、憲法、他の法律についても検討されている。その後、法律案について国会審議を経て修正されるなどして法律として成立するということになる。家事事件手続法はこうした経過をたどっている。

児童の権利に関する条約に関し、子どもの立場もポイントになったと思う。子どもが成年に近くなっていれば、その意見を聴くということにすべきである。

条約を批准すると司法にも影響するのか。

条約は国と国との約束であり、通常は国内法が整備されることにより国民生活に影響することになる。

子どもの立場は弱く、意見表明の客体としてしかとらえられていない。子どもを1人にしてはいけないという発想から、子どもの代理人の制度、つまり子どもの親とは違う立場を保障すべきとの議論もある。

家事調停事件については、手続をガチガチに決めることとそぐわないのではないか。当事者間の合意を取るという後見的役割からすると、手続上「～するな」と決めると手続が進まない。さじ加減でいいんだよというところがあっても良く、内容について合理的な判断がなされればよいのではないか。

申立書がチェック式になるが、文章で書かれた申立書が提出されたらどうするのか。

受理はすることになる。家庭裁判所で用意した書式ではない申立書で提出されたとしても、相手方へ申立書の写しを送付することになる。

チェック式の申立書は、透明性、利便性の点で良いのではないか。これにより調停がスムーズに進行できるようになるとすれば、これを行い、その上で、子どもにはどのような影響を与えるのかについての検討をすれば良いと思う。

当事者からアンケートを採って、意見を直接聞くのもよいと思う。

以前、申立書写しの送付の試行を行い、その際、アンケートを採ったが、8割の当事者がアンケートに協力してくれた。そのうち7割の当事者から回答があった。アンケート結果によると、申立書写しの送付には好意的であり、また実際にも、特にトラブルもなかったので、家裁の当事者には、その趣旨は理解してもらったものと考えている。

民事、刑事事件においては相手方に訴状等を送るのが原則であり、家事事件は異質なものがあるともいえる。しかし、今回の改正は、民事とは異なるものの、当事者の

手続保障に沿ったものだと思う。今回の委員会では、子どもとの関係で手続保障をどう見るかということを検討する必要があると改めて認識した。

以 上